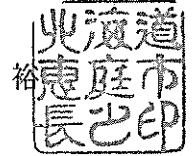


恵庭市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第11号

恵庭市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市消防団員の服制に関する規則（昭和56年規則第12号）の一部を次のように改正する。

現行			改正案		
第1条～第3条（略）			第1条～第3条（略）		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
帽	(略)		帽	(略)	
	製式	上部は円形とし、前ひさし及びあごひもは、黒色革製とする。 あごひもの両端は、帽の両側において消防団き章をつけた金色ボタン各1個でとめる。 夏は、白色の覆いをつけることができる。 形状及び寸法は、 <u>図1のとおりとする。</u>		製式	上部は円形とし、前ひさし及びあごひもは、黒色革製とする。 あごひもの両端は、帽の両側において消防団き章をつけた金色ボタン各1個でとめる。 夏は、白色の覆いをつけることができる。
	き章	金色金属製消防団き章をモール製金色桜で囲む。 台地は、地質と同様とする。 形状及び寸法は、 <u>図2のとおりとする。</u>		き章	金色金属製消防団き章をモール製金色桜で囲む。 台地は、地質と同様とする。
	周章	帽の腰まわりには、黒色のなな子織を巻き、副分団長以上の場合には、平しま織金線を巻く。 形状及び寸法は、 <u>図3のとおりとする。</u>		周章	帽の腰まわりには、黒色のなな子織を巻き、副分団長以上の場合には、平しま織金線を巻く。

現行				改正案			
略帽	(略)			略帽	(略)		
	製式	地質と同じもので作った前ひさし及び赤色線を上下につけたあごひもをつける。 あごひもの両端は、帽の両側において消防団き章をつけた金色ボタン各1個でとめる。 形状及び寸法は、図4のとおりとする。			製式	地質と同じもので作った前ひさし及び赤色線を上下につけたあごひもをつける。 あごひもの両端は、帽の両側において消防団き章をつけた金色ボタン各1個でとめる。	
	き章	金色金属製消防団き章とする。 台地は、地質と同様とする。 形状及び寸法は、図5のとおりとする。			き章	金色金属製消防団き章とする。 台地は、地質と同様とする。	
	周章	帽の腰まわりには、1条から3条までの赤色線をつける。 形状及び寸法は、図6のとおりとする。			周章	帽の腰まわりには、1条から3条までの赤色線をつける。	
防火保安帽	(略)			防火保安帽	(略)		
	製式	かぶと型とし、内部に頭部の震動を防ぐ装置をつける。 前後部にひさしをつけ、あごひもは、合成繊維とする。 形状は、図7のとおりとする。			製式	かぶと型とし、内部に頭部の震動を防ぐ装置をつける。 前後部にひさしをつけ、あごひもは、合成繊維とする。	
	き章	金色金属製消防団き章とする。 台地は、地質と同じものとする。 形状及び寸法は、図8のとおりとする。			き章	金色金属製消防団き章とする。 台地は、地質と同じものとする。	
	周章	帽の腰まわりに1条から3条までの白色又は黄色の反射線をつける。 形状及び寸法は、図6のとおりとする。			周章	帽の腰まわりに1条から3条までの白色又は黄色の反射線をつける。	
しころ	(略)			しころ	(略)		
	製式	取り付け金具により保安帽に付着させるものとし、前面は、両眼で視認できる部分を除き、閉じることができるものとする。 形状は、図9のとおりとする。			製式	取り付け金具により保安帽に付着させるものとし、前面は、両眼で視認できる部分を除き、閉じることができるものとする。	

現行				改正案			
		周章	しころのまわりに1条から3条までの白色又は黒色の反射線をつける。 形状及び寸法は、図6のとおりとする。			周章	しころのまわりに1条から3条までの白色又は黒色の反射線をつける。
冬服	上衣	(略)		冬服	上衣	(略)	
		製式	剣えり 消防団き章をつけた金色ボタン3個を一行につける。 左胸部及び下部左右に各1個のポケットをつけ下部左右のポケットにはふたをつける。 後面は、すそを裂く。 形状及び寸法は、図10のとおりとする。			製式	剣えり 消防団き章をつけた金色ボタン3個を一行につける。 左胸部及び下部左右に各1個のポケットをつけ下部左右のポケットにはふたをつける。 後面は、すそを裂く。
		階級章	黒色の毛織物又は金属性の台地とし、中央に平織状の金線及び金色消防団き章をつける。 右胸部につける。 形状及び寸法は、図11のとおりとする。			階級章	黒色の毛織物又は金属性の台地とし、中央に平織状の金線及び金色消防団き章をつける。 右胸部につける。
		そで章	1条から3条までの金色しま織線を表半面につける。 形状及び寸法は、図12のとおりとする。			そで章	1条から3条までの金色しま織線を表半面につける。
	ズボン	(略)			ズボン	(略)	
製式		長ズボンとし、両もも及び右側後方に各1個のポケットをつける。 両脇縫目に黒色ななこ織の側章をつける。 形状及び寸法は、図13のとおりとする。	製式	長ズボンとし、両もも及び右側後方に各1個のポケットをつける。 両脇縫目に黒色ななこ織の側章をつける。			
夏服	上衣	(略)		夏服	上衣	(略)	
		製式	開きん(小開き式)の長そで又は半そでとする。 消防団き章をつけた金色ボタン4個を1行につける。 胸部の左右に各1個のポケットをつ			製式	開きん(小開き式)の長そで又は半そでとする。 消防団き章をつけた金色ボタン4個を1行につける。 胸部の左右に各1個のポケットをつ

現行				改正案			
	ズボン	製式	け、ふたをつけ、消防団き章をつけた金色ボタンでとめる。 そでは、長そでカフスつきボタンどめとする。 ボタンは、金色消防団き章とする。 形状及び寸法は、図14のとおりとする。		ズボン	製式	け、ふたをつけ、消防団き章をつけた金色ボタンでとめる。 そでは、長そでカフスつきボタンどめとする。 ボタンは、金色消防団き章とする。
			(略)				(略)
			(略)				(略)
			長ズボンとし、両もも及び右側後方に各1個のポケットをつける。 形状は、図15のとおりとする。				長ズボンとし、両もも及び右側後方に各1個のポケットをつける。
防火衣	(略)			防火衣	(略)		
	製式	折りえり、ラグランそで式バンドつきとする。 肩部及びその前後に耐衝撃材を入れ、前面は、5個のフックでとめ、左右側腹部に各1個のポケットをつけ、ふたをつける。 形状及び寸法は、図16のとおりとする。			製式	折りえり、ラグランそで式バンドつきとする。 肩部及びその前後に耐衝撃材を入れ、前面は、5個のフックでとめ、左右側腹部に各1個のポケットをつけ、ふたをつける。	
くつ	黒色又は赤色の革製			くつ	黒色又は赤色の革製		
	ネクタイ	エンジ色の毛織物			ネクタイ エンジ色の毛織物		

備考

1

略帽は、アポロキャップをもってこれに代えることができる。

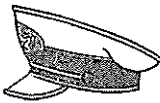
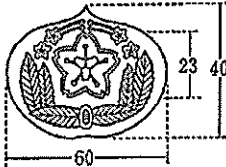
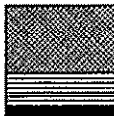
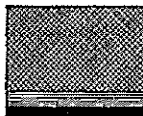
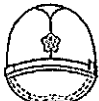
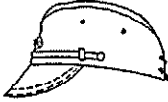
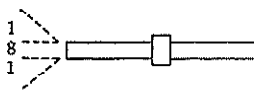
2

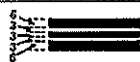
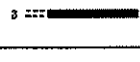
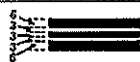
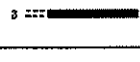
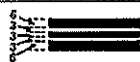
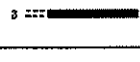
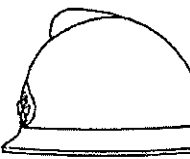
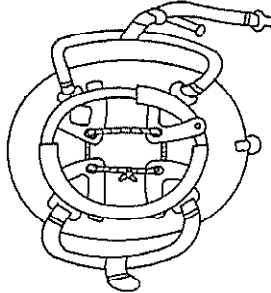
形状及び寸法は、消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会公示告1）に準ずるものとし、消防長が特に必要と認めるものにあつては、別に定めることができる。

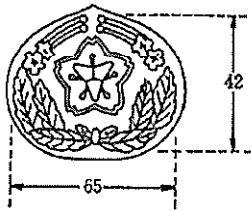
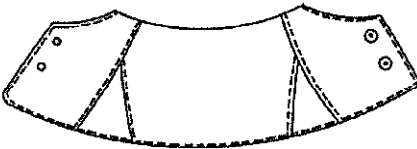
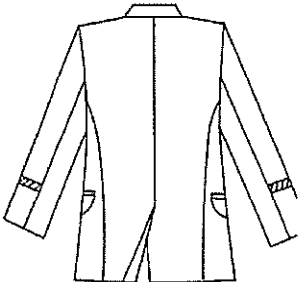
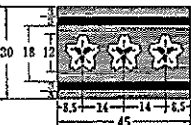
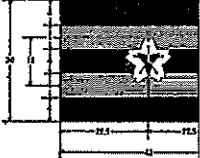
図

(数字は、寸法を示し、単位は、ミリメートルとする。)

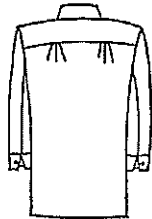
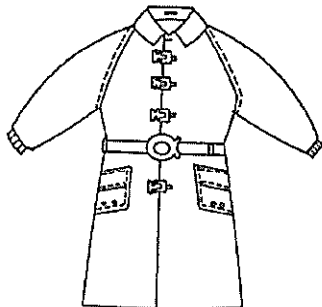
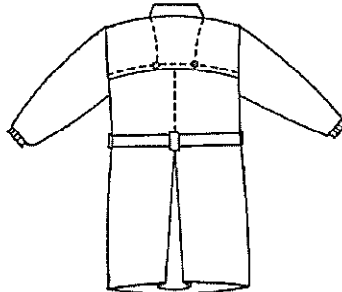
1	帽	前面		あごひ もとめ		12
---	---	----	---	------------	---	----

現行			改正案
		ボタン 側面 	
2	き章		
3	周章	 分  部  長 副 長、 、 副 副 班 分 長 団 、 長 団 員	
4	略帽	前  あ ご 側 ひ  も と め ボ タ ン 	

現行		改正案														
5	略 帽 き 章															
6	略 帽 、 保 安 帽 及 び し こ ろ の 周 章	<table><tr><th>階 級</th><th>周 章</th></tr><tr><td>団 長</td><td></td></tr><tr><td>副 団 長</td><td></td></tr><tr><td>分 団 長</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>副分団長</td></tr><tr><td>部 長</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>班 長</td></tr><tr><td>団 員</td><td></td></tr></table>	階 級	周 章	団 長		副 団 長		分 団 長		副分団長	部 長		班 長	団 員	
階 級	周 章															
団 長																
副 団 長																
分 団 長																
副分団長																
部 長																
班 長																
団 員																
7	保 安 帽 前 面 側 面 裏 面	 														

現行			改正案
8	保安帽 き章		
9	防火帽 し ころ		
10	冬服 前 面 後 面	 ボ タ ン  	
11	階級 章	 部 長 分  	

現行	改正案
副 団 長 副 分 団 長 班 長 団 員	
12 そ で 章 副団長 部長、班長、団員	
13 冬 服 ズ ボン	

現行			改正案
14	盛夏服	前面  ボ タ ン  後面 	
15	盛夏服 ズボン		
16	防火服	前面  後面 	

現行		改正案
	バンド 前金具	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。